

神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例

平成 13 年 12 月 28 日

条例第 64 号

改正 平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号 平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号

神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例をここに公布する。

神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、プレジャーボートの所有者等にプレジャーボートの適正な保管に対する責務を自覚させるとともに、プレジャーボートの保管場所の届出をさせることにより、公共の水域及び陸域における秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。

ア [漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項](#)に規定する漁船

イ 専ら[海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項](#)に規定する船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 専ら[港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項](#)に規定する港湾運送事業の用に供する船舶

エ 専ら[内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 3 項](#)に規定する内航運送事業の用に供する船舶

オ しゅんせつ船その他の作業船

カ 国又は地方公共団体が所有する船舶

(2) 所有者等 プレジャーボートの所有者その他プレジャーボートを使用する権利を有する者をいう。

(3) 保管 水上又は陸上の同一の場所又は近接した場所において、プレジャーボートを係留し（人の乗降又は荷物の積卸しのために一時的に係留する場合を除く。）、又は置く日が連続することをいう。

(4) 保管場所 マリーナの係留施設その他プレジャーボートを通常保管するための場所をいう。

(保管場所の確保)

第3条 所有者等は、プレジャーボートを県の区域内において保管するときは、当該プレジャーボートについて、使用する権原を有する保管場所を確保しなければならない。

(保管場所の届出)

第4条 県の区域内において[小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第2条](#)第2号に規定する船舶及び水上オートバイ（主推進装置としてのジェットポンプを駆動するために内燃機関を使用し、船体上において、座位又は立位若しくはひざまずいた姿勢により運転するように設計された船舶をいう。）以外のプレジャーボートを保管する所有者等は、当該プレジャーボートの保管を開始した日から起算して15日以内に、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 保管場所の所在地及び位置
- (3) 船舶の種類
- (4) [小型船舶の登録等に関する法律第8条](#)の船舶番号又は[船舶法（明治32年法律第46号）第5条第2項](#)の船舶国籍証書の番号
- (5) 保管を開始した日
- (6) プレジャーボートの所有者にあっては、プレジャーボートを所有した日

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、適用しない。

- (1) プレジャーボートの販売を業とする者が、販売を目的として保管する場合
- (2) 前項の規定により保管場所を届け出た所有者等が、当該プレジャーボートを県の区域内の当該保管場所以外の場所において保管する場合（当該保管場所を使用する権原を有する期間内に限る。）
- (3) 港湾、漁港、マリーナ等にある専らプレジャーボートを一時的に係留し、又は置くための施設において保管する場合（前号に掲げる場合を除く。）
- (4) 災害その他規則で定めるやむを得ない理由により保管する場合

3 第1項の届出は、当該保管場所を使用する権原を有するものであることを証する書類の写しその他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

(保管場所の変更等)

第5条 前条第1項の届出をした者は、同項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出（前条第1項第2号に掲げる事項を変更したときに限る。）に準用する。

(保管の廃止)

第6条 第4条第1項の届出をした者は、当該プレジャーボートの県の区域内における保管を廃止したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(販売事業者の責務)

第7条 プレジャーボートの販売を業とする者は、保管場所に関する情報を収集し、プレジャーボートを販売するに当たり、その情報の提供に努めなければならない。

(報告又は資料の提出)

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、所有者等、保管場所の提供者又はプレジャーボートの販売を業とする者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導)

第9条 知事は、所有者等に対し、公共の水域及び陸域における秩序の維持のために必要な指導を行うことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第4条第1項又は第5条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成14年1月規則第5号で、同14年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 第4条第1項の規定は、施行日前に県の区域内においてプレジャーボートの保管を開始した所有者等が、施行日以後も引き続き当該プレジャーボートを県の区域内において保管する場合における当該所有者等については、適用しない。
- 3 [小型船舶の登録等に関する法律附則第2条](#)に規定する現存船（同法第9条第1項に規定する登録小型船舶を除く。）であるプレジャーボートの所有者等に対する第4条第1項第4号の規定の適用については、同法附則第2条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、第4条第1項第4号中「[小型船舶の登録等に関する法律第8条](#)の船舶番号」とあるのは、「[船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項](#)の船舶検査済票の番号」とする。

(検討)

4 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成 22 年条例 48 号〕

附 則（平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。